



こんなことでお困りではありませんか?

「不当な差別的取扱い」をされる

例えば、「障がいがある」という理由だけで、アパートを貸してもらえないこと、お店に入れてもらえないことなどは、障がいのない人と違う扱いを受けているので、「不当な差別的取扱い」と考えられます。



「合理的配慮」をしてもらえない

障がいのある方が困っている場合に、その人の障がいに合った必要な工夫ややり方を相手に伝えて、困っている状況を改善してもらうことを合理的配慮といいます。

行政機関や会社、お店などの人が、障がいのある方に「合理的配慮をしないこと」も差別となります。



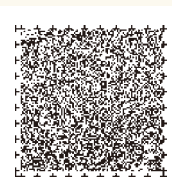
障がいを理由とする差別で困ったときはご相談ください

くぶん 区分	まど 窓	ぐち 口	でん 電	わ 話	ファックス
けん 県	ふくしまけんしょう ぶくし か 福島県障がい福祉課		024-521-7170		024-521-7929
	しょう しゃ ばん ふくしまけんしょう しゃしゃがいさんかすいしん ない 障がい者110番(福島県障がい者社会参加推進センター内)		024-563-5110		024-563-5129
くに 国	じんけん ばん ※ みんなの人権110番		0570-003-110		
	と あ さき ふくしま ち ほうほう むきよくじんけんようご か (問い合わせ先: 福島地方務局人権擁護課)		024-534-1994		
ほか その他	ふくしまけんべんご しかい こうれいしゃ しょうがいしゃけんりようご し えん 福島県弁護士会 高齢者・障害者権利擁護支援センター		024-533-5048		



よろしくお願いします

- 雇用に関する内容については、最寄りのハローワークにご相談ください
 - 交通機関に関する内容については、東北運輸局 消費者行政・情報課にご相談ください。
 - このほか、お住まいの市町村の障がい福祉担当課でも相談を受け付けています
- ※ 人権に関すること全般について相談を受け付けています。電話は、最寄りの法務局につながります。



この中に、文字情報が記録されています。専用の読み取り装置を使って、音声で読み上げます。

発行: 福島県保健福祉部障がい福祉課
電話: 024-521-7170 ファックス: 024-521-7929
メール: shougai-fukushi@pref.fukushima.lg.jp

SPコード

知っていますか?

障害者

差別解消法

この法律は、障がいのある方への差別をなくし、

障がいのある方もない方もともに生き生きと

生活できる社会をつくることを

目指しています。



“共生社会”を 実現するために

県民一人一人が、障がいや障がいのある方について理解を深め、誤解や偏見から生じる好ましくない対応や態度をなくしていきましょう。障がいのある方が生活するうえで必要な配慮を行うことが大切です。

福島県

